

写

平成30年6月21日

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会
運営問題小委員会
委員長 倉崎 哲矢

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

平成30年6月21日開催の当委員会において、平成30年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 長野県最低賃金について
 - (1) 発効は、10月1日を目途に審議する。
 - (2) 実地視察は、全委員の参加で実施し、労使の意見聴取は実地視察の際に行う。
 - (3) 結審は、審議会令第6条第5項は適用しない。
- 2 特定（産業別）最低賃金について
 - (1) 発効は、従来どおりとする。
 - (2) 第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
 - (3) 各専門部会は、3回を目途で結審とする。
 - (4) 結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

以上